

東京信用保証協会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、補助金の算定は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

- (1) 監査対象団体 東京信用保証協会
- (2) 監査対象局 産業労働局

2 団体の概要

(1) 団体の概要

東京信用保証協会（以下「協会」という。）は、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設置されている法人で、中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的として、主に次の事業を行っている。

ア 中小企業者等又はこれらの組織する組合が、銀行等の金融機関から資金の貸付けを受けること等により、金融機関に対して負担する債務の保証

イ 中小企業者が発行する社債のうち銀行等の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証

ウ 前項に掲げる業務に付随し、その目的を達成するために必要な業務

(2) 組織

協会は、事務所を中央区八重洲二丁目6番17号に置き、役員19名（理事長1名、専務理事1名、常務理事2名、理事12名、監事3名（うち非常勤役員10名））及び職員656名で、2本部2室10部11支店をもって構成されている。

3 都との関係

都は、協会が行う保証債務履行の事業に対して、平成21年度99億6,372万余円、平成22年度90億5,574万余円の補助金を交付している。また、信用保証の事業に対して、融資対象者が支払うべき保証料の一部として、平成21年度111億4,700万余円、平成22年度80億3,738万余円の負担金を交付している。さらに、東京都中小企業制度融資の預託金として、平成21年度696億200万円、平成22年度631億3,500万円を新たに貸し付けており、平成22年度末における貸付残高は1,484億5,900万円となっている。

なお、協会の基本財産2,205億7,192万余円（平成22年度末）のうち129億1,954万余円を出えんしている。

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成21年度(平成21.4.1~平成22.3.31)及び平成22年度(平成22.4.1~平成23.3.31)の事業について実施した。

2 実地監査期間

(1) 産業労働局 平成23年10月21日及び同年11月15日

(2) 協会 平成23年11月7日から同月14日まで

第4 監査の結果

1 補助対象事業等の執行について

協会が行っている補助対象事業等について、総勘定元帳、伝票及び証ひょう等により、補助金等の算定は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかについて検証した。

その結果、補助金等の算定は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って適切に執行されていると認められる。

第5 補助対象事業等の概要

中小企業制度融資は、信用力が弱く金融機関からの融資を受けにくい中小企業の融資の円滑化を図るため、東京都、協会及び金融機関の3者が協調して行う融資制度である。

都は、協会が保証債務の履行に基づき取得した求償権について、代位弁済時又は償却の際に補助を行うほか、一時的な経営困難企業者等の実質負担軽減のため、信用保証料の一部を負担している。また、金融機関へ融資の原資となる資金を預託し、金融機関が都の定める融資条件の範囲内で協会の保証を付して中小企業への融資を行っている。

(1) 補助金について

平成22年度における補助実績は、表1のとおり、7,642件、90億5,574万余円であり、前年度(7,317件、99億6,372万余円)と比較して件数は325件増加しているものの、補助金額は9億753万余円減少している。これは、中小企業金融円滑化法等により、返済条件が緩和されたことによるものである。

なお、補助金に係る求償権により回収金を取得したときは、都に納付することとなっていることから、平成21年度7億5,763万余円、平成22年度7億7,123万余円納付している。

(2) 負担金について

平成22年度における負担金は、表2のとおり、3万6,160件、80億3,738万余円であり、前年度(4万8,829件、111億4,700万余円)と比較して件数、負担金額それぞれ減少している。これは、制度融資の利用者数の減少によるものである。

(3) 貸付金について

貸付金は、表3のとおり、協会を經由して東京都制度融資取扱指定金融機関である都市銀行、

地方銀行、信用金庫、信用組合等の貸付原資の一部として、金融機関の中小企業への貸付実行額等に応じて預託されるものである。平成22年度末現在の預託金額は1,484億5,900万円となっている。

(表1) 補助実績

(単位：千円)

対象事業(補助金交付要綱等)		補助対象額	補助金額	補助率等
概要・実績等				
1 東京都中小企業制度融資保証債務履行補助金 (東京都中小企業制度融資保証債務履行補助金交付要綱)				代位弁済した額(補助対象額)から保険金等を除いた額
協会が行う保証債務履行に伴う損失を補助することによって、中小企業の資金需要に対し、積極的に保証を促進し、もって中小企業金融の円滑化を図ることを目的とする。				
	平成21年度 7,317件 9,963,725千円	平成21年度 45,619,637	平成21年度 9,963,725	
	代位弁済時補助 1,438件 3,634,724千円	14,533,224	3,634,724	
	通常償却時補助 3,168件 3,444,704千円	17,635,472	3,444,704	
	5年償却時補助 2,711件 2,884,297千円	13,450,941	2,884,297	
	平成22年度 7,642件 9,055,746千円	平成22年度 45,753,367	平成22年度 9,055,746	
	代位弁済時補助 766件 1,815,044千円	7,120,146	1,815,044	
	通常償却時補助 4,509件 5,031,311千円	27,870,373	5,031,311	
	5年償却時補助 2,367件 2,209,391千円	10,762,848	2,209,391	
	代位弁済...債務者が金融機関から協会の保証付きで借りた債務を返済できない場合に、協会が金融機関に対して返済を肩代わりするもの			
	通常償却...債務者が死亡、解散、法的整理等により回収不能となった求償権を会計上損金処理するもの			
	5年償却...代位弁済後、5か年を経過した求償権を会計上損金処理するもの			

(表2) 負担実績

(単位:千円)

対象事業(負担金交付要綱等)	信用保証料	保証料負担額	負担割合
概要・実績等			
1 東京都中小企業制度融資信用保証料負担金 (東京都中小企業制度融資に係る信用保証に要する信用保証料負担金交付要綱)			
制度融資を利用する中小企業者に対して、信用保証料補助を実施することにより、負担軽減を図ることを目的とする。			小口資金融資と経営支援融資は、小規模事業者に対して保証料の1/2 災害復旧資金融資は、全事業者に対して保証料全額 企業立地促進融資は、全事業者に対して保証料率の0.2%相当
平成21年度 48,829件 11,147,001千円	平成21年度 22,797,813	平成21年度 11,147,001	
小口資金融資 8,225件 431,102千円	884,870	431,102	
経営支援融資 40,600件 10,711,884千円	21,907,552	10,711,884	
災害復旧資金融資 2件 2,178千円	2,178	2,178	
企業立地促進融資 2件 1,837千円	3,214	1,837	
平成22年度 36,160件 8,037,385千円	平成22年度 16,425,878	平成22年度 8,037,385	
小口資金融資 7,448件 349,782千円	714,374	349,782	
経営支援融資 28,695件 7,673,172千円	15,670,323	7,673,172	
企業立地促進融資 17件 14,430千円	41,181	14,430	

(表3) 貸付実績

(単位:百万円)

対象事業(制度融資要項等)	融資目標額 (保証承諾実績)	貸付金額	基準等
概要・実績等			
1 東京都中小企業制度融資 (東京都中小企業制度融資要項)			
中小企業の金融円滑化を図るため、各種融資制度を設け融資の原資となる資金を金融機関へ預託し、中小企業の資金用途に応じて低利な資金を供給することを目的とする。			融資目標額及び金利等に基づき算定した貸付金額
	平成21年度 2,200,000 (2,521,935)	平成21年度 69,602	
	平成22年度 2,200,000 (2,210,458)	平成22年度 63,135	